

地方財政審議会付議（説明）案件

平成30年5月29日（火）

（案件名）

- ・ 平成30年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第36条 総務大臣は、第33条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課
課長補佐 鷲頭 美央

（内23512）

平成30年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、平成30年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1,300億円(2月～4月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)
・前年度5月期比 208億円増(19.0%増)

4 譲与日

平成30年5月30日(水)

5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税(国税)収入額の全額《注》
譲与基準	1/2 人口 1/2 従業者数 <small>※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額(財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額)</small>
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成29年度譲与実績	18,452億円
平成30年度地財計画	20,211億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

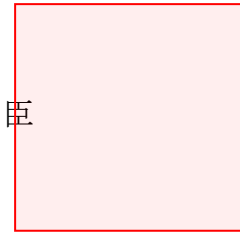
(案)

総 税 企 第 [] 号

平成30年5月30日

〈各都道府県知事〉 あて

総 務 大 臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第34条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

平成30年5月30日

地方法人特別譲与税譲与金

〈別添のとおり〉 千円

↑額は出力

平成30年度5月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覽

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	5,324,090
青森	1,274,628
岩手	1,280,468
宮城	2,351,367
秋田	1,012,516
山形	1,132,941
福島	1,897,792
茨城	2,881,549
栃木	1,988,820
群馬	2,027,074
埼玉	6,619,767
千葉県	5,581,557
東京都	17,068,917
神奈川県	8,585,774
新潟	2,361,983
富山	1,125,251
石川	1,209,972
福井	831,978
山梨	848,478
長野	2,146,625
岐阜	2,044,327
静岡県	3,846,268
愛知県	8,017,133
三重	1,850,978
滋賀	1,414,326
京都	2,641,301
大阪	9,494,545
兵庫県	5,340,108
奈良	1,209,657
和歌山	934,729
鳥取	567,405
島根	701,150
岡山	1,913,378
広島	2,923,800
山口	1,395,907
徳島	749,969
香川	1,005,397
愛媛	1,368,535
高知	711,615
福岡	5,121,699
佐賀	833,809
長崎	1,355,643
熊本	1,736,487
大分	1,156,726
宮崎	1,091,357
鹿児島	1,629,536
沖縄	1,374,489
合計	129,981,821

地方法人特別税収入額

(単位:億円)

No.	団体名	地方法人特別税収入額		
		平成30年 2～4月分	平成29年 2～4月分	増減額
01	北海道	23	20	3
02	青森県	4	3	1
03	岩手県	7	8	▲1
04	宮城県	105	93	12
05	秋田県	3	2	1
06	山形県	7	6	1
07	福島県	18	15	3
08	茨城県	22	25	▲3
09	栃木県	52	31	21
10	群馬県	16	17	▲1
11	埼玉県	73	67	6
12	千葉県	23	18	5
13	東京都	186	168	18
14	神奈川県	35	29	6
15	新潟県	10	9	1
16	富山県	15	13	2
17	石川県	16	11	5
18	福井県	7	5	2
19	山梨県	3	3	0
20	長野県	44	10	34
21	岐阜県	28	21	7
22	静岡県	89	67	22
23	愛知県	66	50	16
24	三重県	23	23	0
25	滋賀県	9	14	▲5
26	京都府	13	9	4
27	大阪府	72	73	▲1
28	兵庫県	50	43	7
29	奈良県	4	3	1
30	和歌山県	12	12	0
31	鳥取県	3	2	1
32	島根県	6	5	1
33	岡山県	14	14	0
34	広島県	25	25	0
35	山口県	7	13	▲6
36	徳島県	2	2	0
37	香川県	14	11	3
38	愛媛県	15	15	0
39	高知県	9	4	5
40	福岡県	106	84	22
41	佐賀県	4	4	0
42	長崎県	4	5	▲1
43	熊本県	21	13	8
44	大分県	6	6	0
45	宮崎県	7	5	2
46	鹿児島県	13	11	2
47	沖縄県	8	7	1
	合計	1,300	1,092	208

(注)四捨五入により計が一致しないところがある。

地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成30年度分

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B				影響額 B-A	
		5月	8月	11月	2月		
北海道	23	53	53	0	0	0	30
青森県	4	13	13	0	0	0	9
岩手県	7	13	13	0	0	0	6
宮城県	105	24	24	0	0	0	▲ 81
秋田県	3	10	10	0	0	0	7
山形県	7	11	11	0	0	0	4
福島県	18	19	19	0	0	0	1
茨城県	22	29	29	0	0	0	7
* 栃木県	52	20	20	0	0	0	▲ 32
群馬県	16	20	20	0	0	0	4
埼玉県	73	66	66	0	0	0	▲ 7
千葉県	23	56	56	0	0	0	33
* 東京都	186	171	171	0	0	0	▲ 15
神奈川県	35	86	86	0	0	0	51
新潟県	10	24	24	0	0	0	14
富山県	15	11	11	0	0	0	▲ 4
石川県	16	12	12	0	0	0	▲ 4
福井県	7	8	8	0	0	0	1
* 山梨県	3	8	8	0	0	0	5
長野県	44	21	21	0	0	0	▲ 23
岐阜県	28	20	20	0	0	0	▲ 8
* 静岡県	89	38	38	0	0	0	▲ 51
* 愛知県	66	80	80	0	0	0	14
* 三重県	23	19	19	0	0	0	▲ 4
* 滋賀県	9	14	14	0	0	0	5
京都府	13	26	26	0	0	0	13
* 大阪府	72	95	95	0	0	0	23
兵庫県	50	53	53	0	0	0	3
奈良県	4	12	12	0	0	0	8
和歌山県	12	9	9	0	0	0	▲ 3
鳥取県	3	6	6	0	0	0	3
島根県	6	7	7	0	0	0	1
岡山県	14	19	19	0	0	0	5
広島県	25	29	29	0	0	0	4
山口県	7	14	14	0	0	0	7
徳島県	2	7	7	0	0	0	5
香川県	14	10	10	0	0	0	▲ 4
愛媛県	15	14	14	0	0	0	▲ 1
高知県	9	7	7	0	0	0	▲ 2
福岡県	106	51	51	0	0	0	▲ 55
佐賀県	4	8	8	0	0	0	4
長崎県	4	14	14	0	0	0	10
熊本県	21	17	17	0	0	0	▲ 4
大分県	6	12	12	0	0	0	6
宮崎県	7	11	11	0	0	0	4
鹿児島県	13	16	16	0	0	0	3
沖縄県	8	14	14	0	0	0	6
合計	1,300	1,300	1,300	0	0	0	0

▼平成29年度

(単位：億円)

地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	影響額 B-A
520	756	236
104	181	77
128	182	54
331	334	3
74	144	70
103	161	58
259	269	10
380	409	29
271	282	11
280	288	8
626	940	314
627	792	165
4,750	2,423	▲ 2,327
1,128	1,219	91
245	335	90
120	160	40
159	172	13
107	118	11
116	120	4
197	305	108
208	290	82
563	546	▲ 17
1,378	1,138	▲ 240
245	263	18
213	201	▲ 12
289	375	86
1,611	1,348	▲ 263
567	758	191
82	172	90
80	133	53
49	81	32
67	100	33
217	272	55
360	415	55
179	198	19
85	106	21
141	143	2
153	194	41
49	101	52
612	727	115
73	118	45
105	192	87
150	247	97
109	164	55
87	155	68
131	231	100
123	195	72
18,452	18,452	0

* 印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

(参考) 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄) (平成二十年四月三十日法律第二十五号)

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三十四条 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

- 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過団体調整額にあっては、当該合算額に当該財源超過団体調整額に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。
- 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。
- 各譲与時期ごとに譲与することができなかった金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十六条 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。